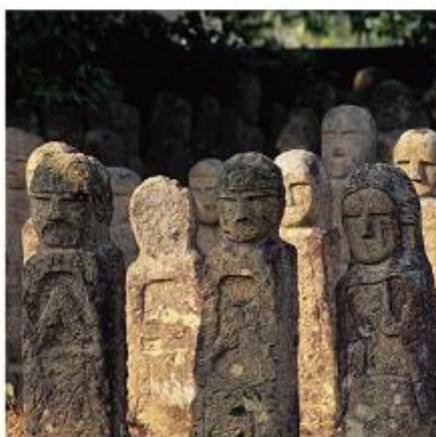
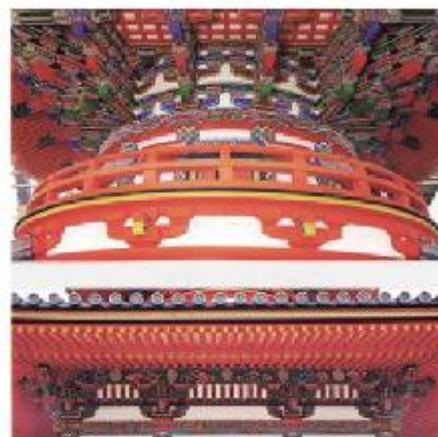
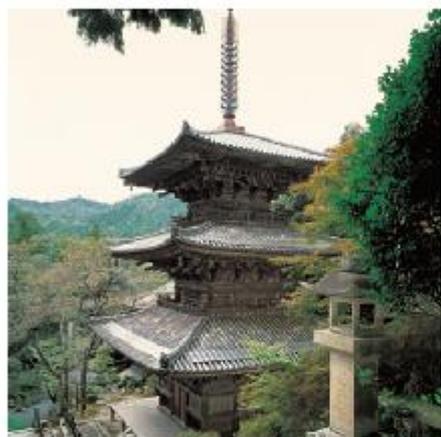


加西市文化財保存活用地域計画

令和2年12月



加西市

【 目 次 】

| | |
|---------------------------|----|
| 序. 加西市文化財保存活用地域計画の策定にあたって | 1 |
| 序-1. 計画作成の背景・目的 | 1 |
| 序-2. 地域計画の位置づけ | 2 |
| 序-3. 計画期間 | 2 |
| 序-4. 策定の体制・経緯 | 3 |
| 序-5. 用語の定義 | 6 |
| 1. 加西市の歴史文化の成り立ち | 7 |
| 1-1. 社会環境 | 7 |
| (1) 位置 | 7 |
| (2) 人口・世帯数等 | 8 |
| (3) 行政単位の変遷と集落 | 9 |
| (4) 土地利用 | 10 |
| (5) 産業 | 11 |
| (6) 交通網 | 13 |
| (7) 法規制等 | 13 |
| 1-2. 自然環境 | 17 |
| (1) 地勢 | 17 |
| (2) 地質 | 17 |
| (3) 気候 | 19 |
| (4) 生態系 | 19 |
| 1-3. 歴史・文化環境 | 22 |
| (1) 先史 | 22 |
| (2) 古代 | 24 |
| (3) 中世 | 25 |
| (4) 近世 | 27 |
| (5) 近代 | 30 |
| (6) 現代 | 32 |
| 2. 加西市の歴史文化遺産の概要と特徴 | 35 |
| 2-1. 加西市の歴史文化遺産の概要 | 35 |
| (1) 調査等で把握した歴史文化遺産 | 36 |
| (2) 指定等文化財 | 39 |
| 2-2. 加西市の歴史文化遺産の特徴 | 40 |
| (1) 建造物 | 40 |
| (2) 美術工芸品 | 41 |
| (3) 歴史資料 | 41 |
| (4) 民俗文化 | 42 |
| (5) 遺跡 | 42 |
| (6) 名勝・天然記念物 | 42 |
| (7) 伝統的建造物・文化的景観 | 43 |
| 3. 加西市の歴史文化の特徴 | 44 |
| 4. 文化財の保存・活用に関する方針 | 46 |
| 4-1. 歴史文化遺産に関する調査の概要 | 46 |
| (1) 実施済みの調査・研究 | 46 |
| (2) 今後必要な調査 | 48 |

| | | |
|------|---------------------------|-----|
| 4-2. | 歴史文化遺産の保存・活用の現状 | 49 |
| (1) | 保存 | 49 |
| (2) | 活用 | 50 |
| 4-3. | 歴史文化を活かしたまちづくりの課題 | 54 |
| (1) | 歴史文化遺産の把握に関する課題 | 54 |
| (2) | 歴史文化遺産の価値・魅力の認識に係る課題 | 54 |
| (3) | 歴史文化遺産の継承に係る課題 | 54 |
| (4) | 歴史文化遺産の環境整備に係る課題 | 55 |
| (5) | 歴史文化遺産の魅力発信に係る課題 | 55 |
| (6) | 歴史文化遺産の活用に係る課題 | 55 |
| 4-4. | 歴史文化遺産の保存活用に関する方針 | 56 |
| (1) | 歴史文化を活かしたまちづくりの目標 | 56 |
| (2) | 歴史文化を活かしたまちづくり2つの方針 | 56 |
| 4-5. | 計画の進捗管理と自己評価の方法 | 63 |
| 4-6. | 関連文化財群を通じた取り組み | 65 |
| (1) | 本地域計画における関連文化財群の位置づけ | 65 |
| (2) | 関連文化財群の設定の考え方 | 65 |
| (3) | 加西市の関連文化財群 | 66 |
| 5. | 歴史文化遺産の保存・活用に関する措置 | 68 |
| 5-1. | 歴史文化遺産の保存・活用に関する措置の基本的考え方 | 68 |
| 5-2. | 市民とともに進める歴史文化を活かしたまちづくり | 69 |
| (1) | 歴史文化を身近に思う〈調べる〉 | 69 |
| (2) | 歴史文化を身近に思う〈学ぶ〉 | 70 |
| (3) | 歴史文化を身近に思う〈考える〉 | 71 |
| (4) | 歴史文化の魅力を育む〈整える〉 | 72 |
| (5) | 歴史文化の魅力を育む〈発信する〉 | 73 |
| (6) | 歴史文化の魅力を育む〈使いこなす〉 | 74 |
| 5-3. | 歴史文化遺産保存活用区域に関する事項 | 75 |
| (1) | 歴史文化遺産保存活用区域の考え方 | 75 |
| (2) | 鶉野区域の保存活用計画 | 77 |
| (3) | 北条区域の保存活用計画 | 86 |
| (4) | 玉丘区域の保存活用計画 | 94 |
| 6. | 歴史文化遺産の保存・活用に関する推進体制 | 101 |
| 6-1. | 加西市の体制 | 101 |
| 6-2. | 協議会による歴史文化を活かしたまちづくり | 102 |
| 6-3. | 歴史文化遺産の防災・防犯体制の強化 | 104 |
| (1) | 災害予防 | 104 |
| (2) | 災害応急対策 | 105 |
| (3) | 災害復旧・復興・復元 | 105 |
| (4) | 防犯意識の高揚 | 105 |
| (5) | 防犯対策 | 106 |
| (6) | 防犯対応 | 106 |

資料

- 資料1 関連文化財群
- 資料2 加西市歴史年表
- 資料3 指定等文化財
- 資料4 計画骨子（課題—方針—事業対応表）

序. 加西市文化財保存活用地域計画の策定にあたって

序－1. 計画作成の背景・目的

加西市は、播州平野から中国山地に至る変化に富んだ地勢や豊かな自然環境を基盤としている。加えて、古くからの畿内や瀬戸内海沿岸地域との交流などを背景に多種多様な歴史文化遺産が形成され、現在に受け継がれている。

それは、^{たまおか}玉丘古墳群や^{いちじょうじ}一乗寺など既に文化財保護法・条例に基づいて文化財に指定されているものから、集落の家並みや道端の石造物、大きな木や鎮守の森、祭りや講、説話や伝承まで、市民の暮らしの場にはさまざまな歴史文化遺産があふれている。これらの歴史文化遺産は、美しい風景や人々の強い絆の源となって、日々の豊かな暮らしを支えている。また、歴史文化遺産はそれぞれ過去の一時代に形成された後も、加西の地に暮らしてきた人々の生活のなかで、各時代の文化的・社会的な背景を反映しながら手が加えられ、魅力が付加されながら現代に引き継がれてきたものである。

しかし、少子高齢化や人口の減少、生活様式の変化のなかで、存続の危機に瀕している歴史文化遺産も少なくない。

そのため、先人から受け継いできた加西市の歴史文化遺産を地域の大切な宝ものとして捉えなおし、「子ども達の健全な育成や活力あるまちづくりへと、いかに効果的に展開するか」は、現在の加西市の重要な基本施策の一つとなっている。また、それらの歴史文化遺産に対して、「現代的な価値を付加して、いかに磨きをかけ、より一層魅力的なものとして育み、次の世代に受け渡すか」、そして、「それらを引き継ぎ、さらに次の世代へと伝える人材をいかに育むか」は、現代を生きる我々の使命でもある。

このような背景を踏まえ、歴史文化遺産を長期的かつ計画的に保存・活用し、個性あふれる魅力的なまちづくりを進めるための総合的な方針として、平成30年3月に「加西市歴史文化基本構想」を策定した。構想では、歴史文化を活かしたまちづくりに係るさまざまな主体が、現代社会において加西市の歴史文化が抱えている課題、そして、それらを打破するために必要となる目標や方針を共有し、連携・協力することを目指した。

構想策定後、石の文化に関わる調査の実施、^{あおのがほらふりよしゅうようしよふろとう}青野原俘虜収容所風呂棟等の新たな文化財指定および登録、ふるさと創造会議による歴史文化を活かしたまちづくりの推進など、歴史文化遺産の保存と活用に向けて各種取り組みを進めてきた。今後は、これまでの取り組みを一層展開し、歴史文化を活かしたまちづくりが加西市のまちづくり、人づくりに寄与することが期待されている。

さらに、平成30年(2018)6月の文化財保護法改正により、歴史文化遺産の保存と活用を目的とした「文化財保存活用地域計画」制度が確立された。

このため、加西市の歴史文化を活かしたまちづくりを一層推進することを目的として「加西市文化財保存活用地域計画」(以下、「本地域計画」という)を策定する。

■「歴史文化遺産」とは

本計画の対象は、「加西市歴史文化遺産」としている。ここでの歴史文化遺産とは、歴史上・芸術上・学術上・鑑賞上の価値が高いと認められる「文化財」のみならず、地域の人々の暮らしの中で大切に守り、育み、受け継がれてきた歴史的・文化的・自然的遺産を含むものと定義する。

序－２．地域計画の位置づけ

加西市では、兵庫県が策定した「歴史文化遺産活用構想」（平成 15 年（2003） 3 月）、「歴史文化遺産活用ガイドライン」（平成 19 年（2007） 3 月）を踏まえて、平成 21 年度に「文化財の保存と活用の新たな方向性の提言」（加西市文化財審議委員会）をとりまとめ、歴史文化遺産の保存や活用についての基本的な考え方の大枠を示した。その後、平成 30 年（2018） 3 月には「加西市歴史文化基本構想」が、「新たな方向性の提言」の内容を市の施策方針として明確に位置づける役割をもつ構想として策定された。また、加西市における「新たな方向性の提言」以降に「加西市地域創生戦略」（平成 27 年（2015） 10 月）や「史跡玉丘古墳群整備（修復）基本計画」（平成 28 年（2016） 3 月）をはじめとした関連計画等を策定してきた。

本地域計画は、これらの戦略や計画を踏まえると共に、「加西市歴史文化基本構想」の基本的な考え方を踏襲しつつ、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき、加西市における文化財の総合的な保存・活用を目的としたマスタープラン・アクションプランとして位置づけると共に、兵庫県文化財保存活用大綱に沿うものとする。

また、本地域計画は、加西市政の最上位計画である「第 5 次加西市総合計画 後期基本計画」（平成 28 年（2016） 3 月策定、計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度（令和 2 年度））を上位計画とする。「第 5 次加西市総合計画 後期基本計画」では、「加西の元気力～加西の良さを活かした元気力の追及～」を共通の目標とし、めざす都市像を「多様なくらし 夢がかなう『未来の田舎』かさい」と設定して、その実現化に向けて、「人づくり」「産業」「くらし」「環境」「経営」の 5 つの視点のもとに、10 の政策と 30 の施策を掲げている。※令和 2 年度現在、次期総合計画を策定中。

本地域計画では、歴史文化遺産の保存・活用を通じて、「地域の豊かさと元気を取り戻す産業づくり」「明日を担い未来へつなげる人づくり」「郷土に誇りを持てる家庭・学校・地域の輪づくり」「都市の魅力と快適さを高めるまちづくり」「加西の風土を活かした景観づくり」の 5 つの基本施策の展開にも寄与する取り組みが期待される。この他、「自己実現と共生のまちづくり」などの施策でも、歴史文化が密接に関わっている。

このように、総合計画に基づく各分野の政策・施策の推進を歴史文化遺産の分野から推進する計画と位置づけるとともに、地域創生戦略、観光推進基本計画、教育プラン、加西市地域防災計画などの関連計画と連携して施策を推進する計画と位置づける（図序-2-1 参照）。

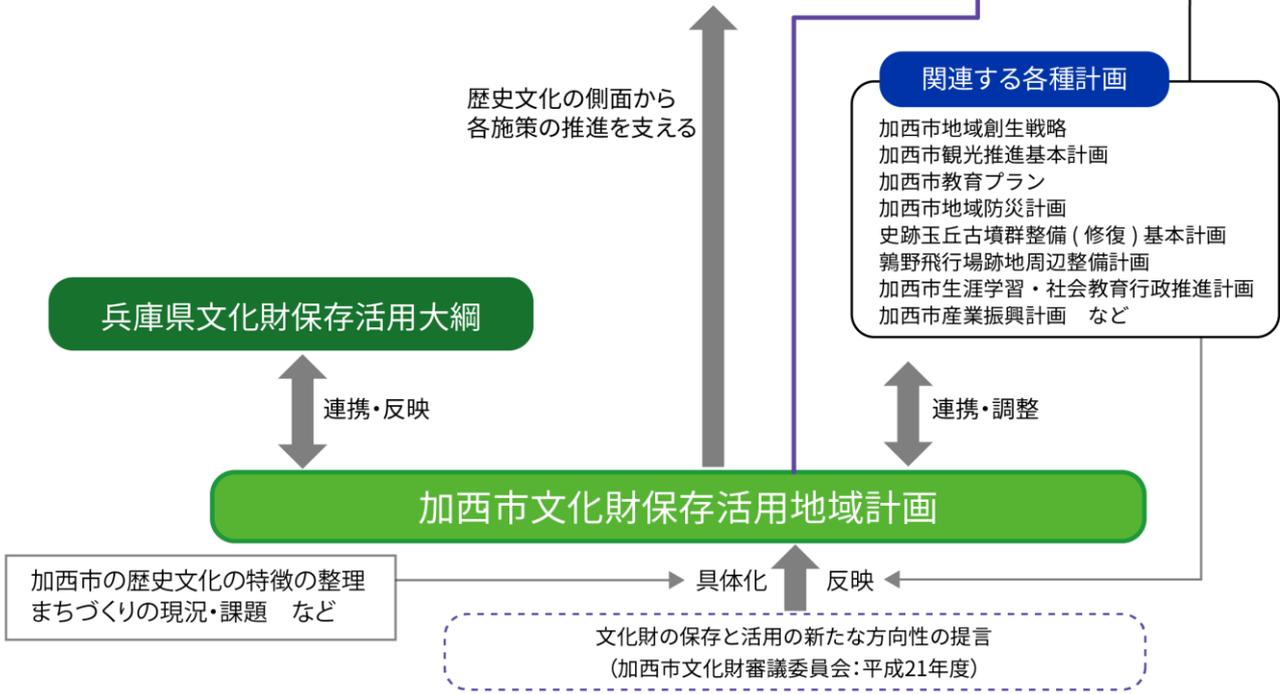
序－３．計画期間

本地域計画の計画期間は、令和 3 年度（2021 年）から令和 12 年度（2030 年）の 10 年間とする。なお、後述する事業計画については、中期の 5 年間が経過した後、市総合計画と齟齬がないように事業成果の検証・点検を行う。

また、社会経済情勢をはじめ、次期総合計画で現総合計画と歴史文化遺産関連項目で大きな変更、新たな歴史文化遺産の発見や文化財の指定・登録など、加西市の歴史文化遺産を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合には、計画期間の途中であっても適宜計画の見直しを行う。

第5次加西市総合計画 後期基本計画

| めざす姿 将来像 | 視点と基本政策 | | 施策 |
|--|----------------------|----------------------------|---|
| 加西の元気力 多様なくらし 夢がかなう「未来の田舎」かさい 加西の良さを活かした元気力の追及 | 子どもが元気に育ちいきいきと活動する加西 | 明日を担い 未来へつなげる人づくり | ・誰もが学べる学習環境づくり ・主体的な青少年活動 ・地域で楽しめる体力づくり ・出会いを求める若者の応援 |
| | | 郷土に誇りを持てる 家庭・学校・地域の輪づくり | ・特色ある教育 ・安全安心で潤いのある学校 ・地域に開かれた学校づくり |
| | 雇用と経済が元気を取り戻す加西 | 地域の豊かさで元気を取り戻す産業づくり | ・視野の広い農業の育成 ・地域資源を活かした産業振興 ・加西に住んで働ける就労支援 ・加西らしい観光サービス |
| | | 都市の魅力と快適さを高めるまちづくり | ・魅力ある中心市街地の形成 ・周辺地域の定住促進 ・公共交通網の構築 ・住みよい住環境 |
| | 誰もがみんな元気で安心して暮らせる加西 | 誰もが最期まで元気に暮らせる健康づくり | ・社会参画を通じた生きがいづくり ・ここからからだの健康づくり ・地域医療体制の充実 |
| | | 身近な幸せを実感できる安全と安心の暮らしづくり | ・地域で支え合う安心の暮らし ・防犯・防災のまちづくり ・安心できる子育て支援 |
| | 地球に優しい環境都市加西 | 自然環境の保全と特色ある景観づくり | ・自然と共生する里地里山づくり ・加西の風土を活かした景観づくり |
| | | 循環型社会をめざす生活環境づくり | ・省エネ・蓄エネ・創エネの推進 ・水環境のまちづくり ・ゴミ減量と資源リサイクルの推進 ・環境学習の推進 |
| | パートナーシップによる地域経営 | 住民参画・男女参画で地域を元気にする加西 | ・情報公開と住民自治のまちづくり ・自己実現と共生のまちづくり |
| | | 健全な行財政運営の確立 | ・行政サービスの向上と効率経営 |



図序-2-1 「加西市文化財保存活用地域計画」の位置づけ

序－４．策定の体制・経緯

加西市歴史文化基本構想の策定後、平成 30 年度（2018）の文化財保護法の改正を踏まえ、平成 30 年度から、文化財保存活用地域計画の作成に向けた取り組みを進めた。

平成 30 年度には、計画作成の準備段階として、加西市における石の文化の最終形態ともいえる腰石積肥料舎こしいしづみひりょうしかの分布調査等を実施した。

令和元年度には、文化財保護法第 183 条の 9 に基づく協議会として、「加西市文化財保存活用地域計画協議会」を設置した。

本地域計画は、「加西市歴史文化基本構想」を発展させるものであることから、構想策定委員会の委員を含め、表序-4-1 に示す構成員により協議会を組織した。

併せて、表序-4-2 のとおり、各分野の専門家をオブザーバーと位置づけ、必要に応じて専門的な見地から助言・指導を得ながら検討を進めた。

令和元年 9 月 17 日に第 1 回協議会を開催した後、同年 12 月 24 日に第 2 回協議会、令和 2 年 2 月 20 日に第 3 回協議会を開催して、本地域計画の作成を行った。



加西市文化財保存活用地域計画協議会の様子

表序-4-1 加西市文化財保存活用地域計画協議会

| 区分 (文化財保護法第 183 条 9 第 2 項) | 氏名 | 所属・役職 | 備考 |
|-------------------------------|-------|-------------------------|-----|
| 加西市（第 1 号） | 高見 昭紀 | 加西市ふるさと創造部文化・観光・スポーツ課長 | |
| | 藤後 靖 | 加西市ふるさと創造部人口増政策課長 | |
| | 上坂 寿人 | 加西市ふるさと創造部鶴野未来課長 | |
| | 小菊 啓靖 | 加西市地域振興部きてみて住んで課長 | |
| | 本玉 義人 | 加西市教育委員会教育部長 | |
| 兵庫県（第 2 号） | 山下 史朗 | 兵庫県教育委員会文化財課長 | |
| 学識経験者（第 4 号） | 菱田 哲郎 | 京都府立大学副学長 | 会長 |
| | 垣内 章 | 加西市文化財審議委員会会長 | 副会長 |
| | 福井 亘 | 京都府立大学准教授 | |
| | 井上 舞 | 神戸大学大学院人文学研究科特命助教 | |
| 商工関係団体（第 4 号） | 森井 和喜 | 加西商工会議所事務局長 | |
| 観光関係団体（第 4 号） | 濱本 泰秀 | 加西市観光まちづくり協会会長 | |
| その他教育委員会が必要と認める者（第 4 号） | 森田 博美 | 加西石造文化研究会会長 | |
| | 大西 道憲 | 五百羅漢保存委員会会長 | |
| | 奥畑 好夫 | 北条地区ふるさと創造会議会長 | |
| | 三宅 利弘 | 九会地区ふるさと創造会議会長 | |
| | 仲井 正人 | ももこの 11（富合地区ふるさと創造会議）会長 | |

※ 役職は令和 2 年（2020）3 月現在

令和2年度は、文化庁認定へ向け、文化庁地域文化創生本部と最終調整を行った。9月17日に文化庁地域文化創生本部調査官による現地視察と、並行して京都・東京それぞれ文化庁との内容調整。11月下旬から関係省庁の回覧を行い、12月3日付で「地域計画」認定申請を提出。

文化庁文化審議会を経て、12月18日に文化庁長官より認定を受けた。

表序-4-2 加西市文化財保存活用地域計画協議会オブザーバー

| 区分 | 氏名 | 所属・役職 | 備考 |
|-------------|--------|--------------------------------------|----|
| 建築・まちづくり・景観 | 尾瀬 耕司 | 神戸建築文化財研究所 | |
| 美術工芸 | 神戸 佳文 | 兵庫県立歴史博物館社会教育推進専門員 | |
| 民俗 | 喜谷 進一郎 | 加西郷土研究会 | |
| 観光開発 | 内山 猛雄 | 神姫バスツアーズ株式会社取締役 | |
| 建築・観光・行政 | 岡本 公秀 | 文化庁地域文化創生本部事務局広域文化観光・まちづくりグループ文化財調査官 | |

令和2年(2020)3月現在

表序-4-3 策定の経緯

| 年月日 | | 内容 |
|----------------|------------------------|---|
| 令和元年 (2019) | 9月17日 | 第1回 加西市文化財保存活用地域計画協議会の開催 |
| | 10月1日 | 加西市文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会 |
| | 12月24日 | 第2回 加西市文化財保存活用地域計画協議会の開催 |
| 令和2年 (2020) | 1月14日 ～2月7日 | 「加西市文化財保存活用地域計画(案)」のパブリックコメントの実施 |
| | 1月29日 | 加西市文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会 |
| | 2月20日 | 第3回 加西市文化財保存活用地域計画協議会の開催 「加西市文化財保存活用地域計画」の承認 |
| | 3月16日 | 加西市文化財審議委員会にて「加西市文化財保存活用地域計画」について審議 |
| | 3月24日 | 「加西市文化財保存活用地域計画」について市長報告 |
| | 3月27日 | 加西市定例教育委員会にて「加西市文化財保存活用地域計画」の作成を報告 |
| | 9月17日 | 文化庁地域文化創生本部調査官による現地視察 |
| | 11月下旬～ 12月3日 | 関係省庁への回覧 |
| | 12月3日 | 「加西市文化財保存活用地域計画」文化庁へ認定申請 |
| 12月18日 | 文化庁「加西市文化財保存活用地域計画」を認定 | |

序－5. 用語の定義

「歴史文化」と「歴史文化遺産」

「文化財保護法」の定義する「文化財」とは、有形文化財（建造物・美術工芸品）、無形文化財（演劇・音楽・工芸技術等）、民俗文化財（民俗資料、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術等）、記念物（史跡・名勝・天然記念物）、文化的景観、伝統的建造物群、のうち、我が国にとって、歴史上・芸術上・学術上・鑑賞上の価値の高いものをいう。「兵庫県文化財保護条例」や「加西市文化財保護条例」に定める「文化財」の概念も「文化財保護法」に準じている。

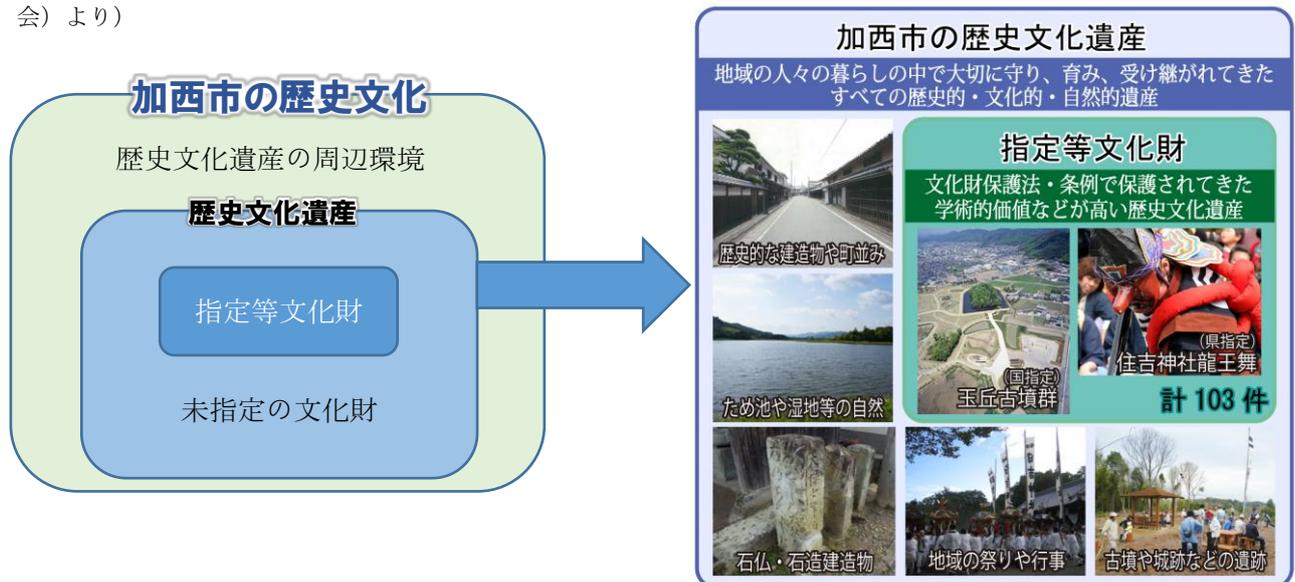
一方、近年、地域の歴史や文化の価値が再認識されるなかで、地域の人々の暮らしと深く関わり、地域の個性を示す歴史的・文化的・自然的遺産の価値が見直されてきている。これらの歴史的・文化的・自然的遺産は、地域の人々の暮らしとの関わりを通じて形成されてきた、相互の関係や周辺環境との関係などを示す幅広い事物・事象を含むため、これまでの「文化財」の概念だけでは規定することが難しい。

そこで、本地域計画では、先人によって生まれ、現代に伝えられた知恵・経験・活動の成果およびそれが存在する環境の総体を「歴史文化」とし、その構成要素として多様な価値を包摂する歴史的・文化的・自然的遺産（一体となって価値を形成する周辺環境を含む）を「歴史文化遺産」とする。

つまり、「歴史文化」とは、「歴史文化遺産」である建造物、史料、史跡、名勝、天然記念物、とりまく環境などの「もの」、生業、食文化、民俗技術などを支える「ひと」、祭りや行事、風俗慣習、説話や伝承などの「こと」の3つの要素が相互に関係し合うことによって創り出される環境の総体である。

従って、「歴史文化」ならびに「歴史文化遺産」は、地域の歴史や文化の基底をなすものとして、市民の精神的な拠り所となるものであるとともに、先人の営みを今に伝えるものとして、市民が未来へ向かって歩みを踏み出す時の道しるべとなるものといえる。

（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成31年3月、文化庁）ならびに「歴史文化遺産活用構想－ふるさと文化の創造的伝承－」（平成15年3月、兵庫県教育委員会）より）



※指定等文化財：文化財保護法令に基づく指定、登録、選択、選定が行われている文化財をいう。

図序-5-1 歴史文化と歴史文化遺産の構成